

# 東郷村報

昭和28年5月31日  
 發行所 宮崎縣東臼杵郡  
 東郷村役場  
 日向市富高町  
 印刷所 安藤印刷所  
 電話 64番

## 財政事情報告書

地方自治法第二百四十四條第一項に基く村條例第二十七号「財政事情の作成及び公表に関する條例」の定むるところにより本村の財政事情を次の通り公表する

昭和二十八年五月二十日

東郷村長 小野 弘

### 目次

- 一、まえがき
- 二、昭和二十七年年度予算と収入支出の概況
- (1) 昭和二十七年年度予算について
- (2) 昭和二十七年年度の収入支出の概況
- 三、昭和二十八年年度予算とその財源調
- 四、村民負擔の状況
- 五、村有財産について
- 六、村債及一時借入金の現在高調について
- 七、昭和二十六年年度決算について
- 八、むすび

一、まえがき  
 村民の皆様に村財政の現状をよく知って頂き、より積極的な御協力を御願いするたため、昭和二十三年以来村財政事情を公表しつゝありまして引續き今回第六回目の財政事情を公表致します。充分御検討の上今後村財政の運営に一段の御協力を願います。

二、昭和二十七年年度予算と収入支出の概況

(1) 昭和二十七年年度予算について

この昭和二十七年年度の予算は別表第一の、その一、その二、予算額の通りであります。

(2) 昭和二十七年年度の収入支出の概況

昭和二十七年年度の収入支出の五月十日現在における収入支出の概況は次に掲げる別表第一の、その一、その二に示す通りであります。

御承知のように村財政の基礎となる収入は村税と地方財政平衡交付金とでありましてこの収入の良否は直ちに村の存続に左右するものであり、これがため昭和二十七年年度からは特に専任の徴税係員を配置してこれに充て、いゝる外その納入については納税組合の勧奨に力を竭す外報償制度を設けていますのであります。充分この趣旨を理解して頂きこの上とも御協力を願う次第であります。

### 別表第一

その一 昭和二十七年年度村豫算額と歳入調

科 目	予 算 額	五月十日までの収入調	比率(%)	備 考
議會費	1,159,350	1,051,467	90.6	
役場費	9,014,000	7,583,935	84.2	
警察費	6,933,000	6,000,277	86.5	
消防費	1,940,500	1,300,494	67.0	
土木費	1,940,500	1,300,494	67.0	
教育費	9,765,250	7,673,444	78.6	
計	40,757,550	34,533,511	84.7	

別表第一  
 その二 昭和二十七年年度村豫算額と歳入調

科 目	予 算 額	五月十日までの収入調	比率(%)	備 考
村地方税	10,000,000	8,199,964	81.9	
地方交付金	9,170,000	9,170,000	100.0	
公債	3,360,000	3,360,000	100.0	
分擔金	10,000,000	10,000,000	100.0	
及夫役現品	10,000,000	10,000,000	100.0	
使用料及手数料	10,000,000	10,000,000	100.0	
國庫支出金	6,771,000	5,018,110	74.1	
縣支出金	3,360,000	3,360,000	100.0	
寄附金	3,940,000	1,011,200	25.7	
繰入金	3,360,000	3,360,000	100.0	
繰越金	1,159,350	1,159,350	100.0	
雑収入	2,700,000	2,700,000	100.0	
計	60,000,000	50,700,000	84.5	

別表第二  
 昭和二十八年年度予算とその財源調

科 目	予 算 額	備 考
議會費	1,159,350	
役場費	9,014,000	
警察費	6,933,000	
消防費	1,940,500	
土木費	1,940,500	
教育費	9,765,250	
計	40,757,550	

昭和二十八年年度予算編成に當つて最も心痛したのは、乏しい財源の中から前年度に引續いて東郷小學校の改築を断行しなくてはならぬこと、前年度未執行に立到つて取止めなければならぬこと、國民健康保険の實施とその直營診療所施設との建設事業をどのようにして行ふかの問題でありました。御承知のように東郷小學校は建築以來五十三年を経過し老朽にして腐朽甚だしく危険な状態にあつて村財政の如何に拘らず本年度においては是非改築をしなければならないに實情に追詰められては居るものであります。更に國民健康保険事業の重要性は二月村報にも詳細説明登載してある通りであり直營診療施設と共に萬難を排して實施しなくてはならぬと示してある通りであります。

昭和二十八年年度予算編成に當つて最も心痛したのは、乏しい財源の中から前年度に引續いて東郷小學校の改築を断行しなくてはならぬこと、前年度未執行に立到つて取止めなければならぬこと、國民健康保険の實施とその直營診療所施設との建設事業をどのようにして行ふかの問題でありました。御承知のように東郷小學校は建築以來五十三年を経過し老朽にして腐朽甚だしく危険な状態にあつて村財政の如何に拘らず本年度においては是非改築をしなければならないに實情に追詰められては居るものであります。更に國民健康保険事業の重要性は二月村報にも詳細説明登載してある通りであり直營診療施設と共に萬難を排して實施しなくてはならぬと示してある通りであります。

別表第二  
 昭和二十八年年度村國民健康保險事業勘定特別會計歳入歳出豫算

科 目	予 算 額	備 考
國民健康保險稅	2,100,000	
國庫支出金	2,100,000	
縣支出金	10,000	
繰入金	1,770,000	
繰越金	1,000,000	
計	7,670,000	

別表第三  
 昭和二十八年年度村國民健康保險直營診療施設勘定特別會計豫算

科 目	予 算 額	備 考
役場費	2,000,000	
保險給付費	1,500,000	
保健施設費	3,000,000	
諸支出金	2,000,000	
計	8,500,000	

別表第四(一)  
 既往三ヶ年間一般會計歳出豫算比較表

科 目	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年
議會費	886,364	1,159,350	1,159,350
役場費	7,673,444	9,014,000	9,014,000
警察費	3,222,794	6,933,000	6,933,000
消防費	1,577,805	1,940,500	1,940,500
土木費	1,577,805	1,940,500	1,940,500
教育費	4,745,527	9,765,250	9,765,250
社會費	999,993	2,000,000	2,000,000
保健費	7,746,000	7,746,000	7,746,000
産業費	2,233,575	2,233,575	2,233,575
計	31,100,973	40,757,550	40,757,550

別表第四(二)  
 既往三ヶ年間一般會計歳入豫算比較表

科 目	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年
村地方税	8,966,970	10,000,000	10,000,000
地方交付金	7,000,000	9,170,000	9,170,000
公債	3,360,000	3,360,000	3,360,000
分擔金	10,000,000	10,000,000	10,000,000
及夫役現品	10,000,000	10,000,000	10,000,000
使用料及手数料	10,000,000	10,000,000	10,000,000
國庫支出金	6,771,000	5,018,110	5,018,110
縣支出金	3,360,000	3,360,000	3,360,000
寄附金	3,940,000	1,011,200	1,011,200
繰入金	3,360,000	3,360,000	3,360,000
繰越金	1,159,350	1,159,350	1,159,350
雑収入	2,700,000	2,700,000	2,700,000
計	60,000,000	50,700,000	50,700,000

別表第四(三)  
 既往三ヶ年間一般會計歳入豫算比較

科 目	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年
議會費	2,700,000	2,700,000	2,700,000
公債	3,360,000	3,360,000	3,360,000
選擧費	4,200,000	4,200,000	4,200,000
統計調査費	100,000	100,000	100,000
計	10,560,000	10,560,000	10,560,000

別表第四(四)  
 既往三ヶ年間一般會計歳入豫算比較

科 目	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年
村地方税	8,966,970	10,000,000	10,000,000
地方交付金	7,000,000	9,170,000	9,170,000
公債	3,360,000	3,360,000	3,360,000
分擔金	10,000,000	10,000,000	10,000,000
及夫役現品	10,000,000	10,000,000	10,000,000
使用料及手数料	10,000,000	10,000,000	10,000,000
國庫支出金	6,771,000	5,018,110	5,018,110
縣支出金	3,360,000	3,360,000	3,360,000
寄附金	3,940,000	1,011,200	1,011,200
繰入金	3,360,000	3,360,000	3,360,000
繰越金	1,159,350	1,159,350	1,159,350
雑収入	2,700,000	2,700,000	2,700,000
計	60,000,000	50,700,000	50,700,000

四、村民負擔の状況  
 予算面を通じて見た本村の財政は別表第六の通り終戦後經濟界の變動の甚だしかつた昭和二十二年を以て見て計算した場合数字的に近年々増加の一途を辿り昭和二十七年年度予算においては實に十八倍強となつております。

而してこの増大した予算中村民の直接の負擔となつて居るものは、別表第七村民直接の負擔額調にある通り昭和二十二年を以て見た場合昭和二十七年年度においては實に二十二倍強の千四百四十五万五千円、昭和二十八年年度当初予算においては千八百七十七万五千円に上つており村民一人當りの負擔額は昭和二十七年年度において千二百三十四円、昭和二十八年年度当初予算は九百三十三円になつておりますがこの倍率を同表下欄の米價の上昇率と比較して一

考を要するものがあります。而してこの本年度予算中村民の直接の負擔となつて居るもの、内譯は(一)内は二十七年(二)内は二十七年(三)内は二十七年(四)内は二十七年(五)内は二十七年(六)内は二十七年(七)内は二十七年(八)内は二十七年(九)内は二十七年(十)内は二十七年(十一)内は二十七年(十二)内は二十七年(十三)内は二十七年(十四)内は二十七年(十五)内は二十七年(十六)内は二十七年(十七)内は二十七年(十八)内は二十七年(十九)内は二十七年(二十)内は二十七年(二十一)内は二十七年(二十二)内は二十七年(二十三)内は二十七年(二十四)内は二十七年(二十五)内は二十七年(二十六)内は二十七年(二十七)内は二十七年(二十八)内は二十七年(二十九)内は二十七年(三十)内は二十七年(三十一)内は二十七年(三十二)内は二十七年(三十三)内は二十七年(三十四)内は二十七年(三十五)内は二十七年(三十六)内は二十七年(三十七)内は二十七年(三十八)内は二十七年(三十九)内は二十七年(四十)内は二十七年(四十一)内は二十七年(四十二)内は二十七年(四十三)内は二十七年(四十四)内は二十七年(四十五)内は二十七年(四十六)内は二十七年(四十七)内は二十七年(四十八)内は二十七年(四十九)内は二十七年(五十)内は二十七年(五十一)内は二十七年(五十二)内は二十七年(五十三)内は二十七年(五十四)内は二十七年(五十五)内は二十七年(五十六)内は二十七年(五十七)内は二十七年(五十八)内は二十七年(五十九)内は二十七年(六十)内は二十七年(六十一)内は二十七年(六十二)内は二十七年(六十三)内は二十七年(六十四)内は二十七年(六十五)内は二十七年(六十六)内は二十七年(六十七)内は二十七年(六十八)内は二十七年(六十九)内は二十七年(七十)内は二十七年(七十一)内は二十七年(七十二)内は二十七年(七十三)内は二十七年(七十四)内は二十七年(七十五)内は二十七年(七十六)内は二十七年(七十七)内は二十七年(七十八)内は二十七年(七十九)内は二十七年(八十)内は二十七年(八十一)内は二十七年(八十二)内は二十七年(八十三)内は二十七年(八十四)内は二十七年(八十五)内は二十七年(八十六)内は二十七年(八十七)内は二十七年(八十八)内は二十七年(八十九)内は二十七年(九十)内は二十七年(九十一)内は二十七年(九十二)内は二十七年(九十三)内は二十七年(九十四)内は二十七年(九十五)内は二十七年(九十六)内は二十七年(九十七)内は二十七年(九十八)内は二十七年(九十九)内は二十七年(百)



別表第五

昭和二十八年年度村歳出豫算の財源調

Table showing financial sources for the 1953 fiscal year budget, including items like Village Tax, Village Income, and Village Expenditure.

別表第六

村一般會計歳入歳出豫算の年度別増加比較表

Table comparing annual increases in village general accounting income and expenditure from 1947 to 1953.

別表第七

村民直接の負擔額調

Table detailing the burden amounts for villagers from 1947 to 1953, including household-level and per capita figures.

五、村有財産について

昭和二十八年五月十日現在における村有財産は次の別表第八に示す通りであります。

別表第八

村有財産現在高調

Table showing the current high of village-owned property, categorized by land, buildings, and other assets.

六、村債及一時借入金の現在高について

昭和二十八年四月末現在における村債の現在高は次の別表第九の通りであります。

別表第九

村債現在高調

Table showing the current high of village debt and temporary loans as of April 30, 1953.

七、昭和二十六年年度決算について

昭和二十六年五月十日現在において一時借入金はありません。

八、むすび

昭和二十六年年度決算は次に示す別表第十の通りであります。昭和二十六年は健康な村づくりを期すため、財政の健全な運営に努め、借入金の削減に努め、かつ緊急の均等な支出を収入に即座して対応してまいりました。

大要は 歳入決算額 二百八十六万四千七百九十二円、歳出決算額 二百八十四万二千二百六十六円、歳入超過額 二百二十四万二千五百二十六円。

別表第十

昭和二十六年年度村歳出決算書

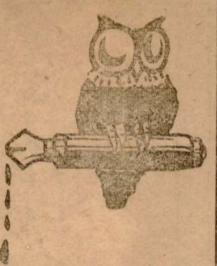
Table showing the 1951 village expenditure budget and actual results, including various administrative and social expenses.

別表第十

昭和二十六年年度村歳入決算書

Table showing the 1951 village income budget and actual results, including taxes, grants, and other income.





# 議会報告

本村五月定期例村議会は五月十九日午前九時村会議場に招集され會期一日間で左記重要案件を審議可決した。

**議案第二十二號、條例第三十九號東郷村税賦課徴収條例の一部改正の件、**  
本件は徴税令書の様式變更と國民健康保険の發足に伴う保険税に關する税率の改正で原案どおり決定した。議案第二十三號、昭和二十八年度東郷村歳入歳出予算の追加改正の件、  
本件は去る四月十九日及び四月二十四日の二回に亘り執行された衆議院議員總選舉、參議院議員通常選舉の費用の予算であり原案どおり決定した。

**議案第二十四號、東郷村公平委員會委員選任の件、**  
本件は委員であつた長田秀太郎君が諸塚村教育長に就任、轉出されたため一名欠員を生じたのでこの補充選任であり一山國雄君(成願寺住職)を選任者として議案の同意を求めたもので議案は満場一致最適任者として同意を與へ原案どおり決定した。

**議案第二十五號、學校職員服務の宣誓に關する條例制定の件、**  
議案第二十六號、職務に専念する義務の特例に關する條例制定の件、  
議案第二十七號、學校職員懲戒の手續及び効果に關する條例制定の件、  
議案第二十八號、學校職員分限に關する條例制定の件  
右四件共地方公務員法の規定に基いて制定するものであり原案どおり決定、五月十九日から施行することに

議案提出議案第一號、議長副議長辭職許可の件、  
本村議會議員の總選舉は一昨昭和二十六年四月二十三日執行され第一回の村會が五月八日に招集されて議長、副議長の選舉及び各部委員會の構成がなされたのであるがその時の議員の申合せにより二年目に議長、副議長各常任委員長の改選をすることになつて来た。五月十九日附で議長、副議長から辭職願出がなされたものであつて異議なく許可することに決定した。

議長提出議案第二號、議長副議長の選舉の件、  
前記議案第一號の決定に伴い議長、副議長の選舉を行ふことに決定した。

議長 新名 戊君  
副議長 寺原 勝美君  
議會議員は午後三時三十分暫時休憩各部委員會を開催して常任委員長と副委員長との互選を行った、その結果次のとおり決定した。

總務部委員長 松浦 義十君  
總務部副委員長 矢野 團治君  
教育厚生部委員長 寺原 島吉君  
教育厚生部副委員長 黒木 武平君  
新設部委員長 健 健君  
新設部副委員長 清水 勘作君  
山林部委員長 三浦 次郎君  
山林部副委員長 伊東 菊松君  
伊東 菊松君  
寺原 勝美君

## 国民健康保険の發足について

四月一日から東郷村國民健康保険が發足した發足に際しては、國民の健康が保たれ増進が圖られることあり心から喜びを感じ改めて村民各位の御協力に感謝するとともに本事業の重大性を考え、その育成發達に努むる覚悟を新たにするものであります。むしろ本事業は今後大きな問題が残されて居るといふまいし、むしろ新しい仕事はそのことが如何によいことである、當りながら順調に運営されることは望まれないことでありまして今後あらゆるところに村民各位と協議し御協力を得て初期の目的を達したいと思ひます。

行ふことに決定した、議案の決定と同時に議會議員を選挙を行ったがその結果次のとおり決定した。

議長 新名 戊君  
副議長 寺原 勝美君  
議會議員は午後三時三十分暫時休憩各部委員會を開催して常任委員長と副委員長との互選を行った、その結果次のとおり決定した。

總務部委員長 松浦 義十君  
總務部副委員長 矢野 團治君  
教育厚生部委員長 寺原 島吉君  
教育厚生部副委員長 黒木 武平君  
新設部委員長 健 健君  
新設部副委員長 清水 勘作君  
山林部委員長 三浦 次郎君  
山林部副委員長 伊東 菊松君  
伊東 菊松君  
寺原 勝美君

現在各關係醫師と協定ができて受診證により診療が受けられますが四月一日以降見希望等よく取入れ事業運営に寄與することになつて見ます。

一雨毎に若葉が萌え初夏も半ば傳染病の發生期となり、既に死亡率一割という赤痢の發生をみており本年は多発のおそれもあるものとして村は近くハエ蚊ノミの一齊驅除の計畫もありこれと一体となり被保險者の健康衛生の向上を圖るべく努力いたしてあります。

發足にあたり村民皆様に御喜びを申し上げますと共に今後の御協力を切にお願い申し上げます。

## 選舉の結果について

衆議院議員總選舉並に參議院議員通常選舉が去る四月十九日と二十四日に執行されましたがその投票成績は次のとおりでありまして二回の選舉を綜合し村全体としては七八%という好成绩を示しております、これ偏に選挙民各位が選挙の重大性を認識され棄権防止に努められた結果であります。投票事務その他にたいして色々と御協力を下さりまして部落駐在所長さん方に對しまして紙上から厚く御

東郷村選舉管理委員會 禮申上げます。

部落名	投票率
小野田	九〇、〇二
寺 迫	七二、三九
福 瀨	六九、八三
鶴野内	八一、六〇
八重原	六一、二〇
迫野内	九六、〇二
羽 野	九二、七四
仲 坂	八三、六二
坪 深	九〇、九五
谷 平	六四、六五
表 川	四八、八三
下渡川	七五、九三
村平均	七二、八〇

## 東郷村教育方針

昭和二十八年年度の東郷村教育方針並に努力事項を次のとおり決定いたしましたのでお協力を願ひいたします。

一、教育方針  
(一)國の教育方針に遵い本村の地域性に立脚して學校教育、社會教育を行ひ道義の高揚を圖ると共に愛郷心愛國心の啓培につとめる。

(二)教育財政の健全なる運営により教育施設の完備を

東郷村教育委員會

はかると共に既施設の完全利用につとめる。

(三)教育者たるの使命感に徹し積極的計畫的な教育活動により地域社會の向上に寄與し得る實踐的社會人の育成を期す。

(四)本村の現實にかながみ科學性創造性積極性を培い生活力旺盛なる人間の育成をはかる。

(五)各種協議會の連絡調整  
(六)村經濟振興運動と緊密な提携

(七)公民館と産業振興「第二」  
年次の研究と實踐

東郷村青年連絡協議會

## 教職員三月人事異動について

縣下教職員三月人事異動は地教委發足後最初の異動で、本村教育委員會においては管内教職員の異動を次の通り發令したのでお知らせいたします。

管外より	管内異動者	管外へ
東郷中 校長 河野 新一	東郷中 校長 山本 順子	東郷中 校長 柳 英一
東郷小 校長 橋本 隆夫	東郷小 校長 森 秀夫	東郷小 校長 黒木 武夫
福瀨小 校長 藤本 久夫	福瀨小 校長 安藤 志夫	福瀨小 校長 鈴木 久夫
鶴野内小 校長 久松 文代	鶴野内小 校長 松田 美智子	鶴野内小 校長 松田 美智子
八重原小 校長 松田 美智子	八重原小 校長 松田 美智子	八重原小 校長 松田 美智子
迫野内小 校長 松田 美智子	迫野内小 校長 松田 美智子	迫野内小 校長 松田 美智子
羽野小 校長 松田 美智子	羽野小 校長 松田 美智子	羽野小 校長 松田 美智子
仲坂小 校長 松田 美智子	仲坂小 校長 松田 美智子	仲坂小 校長 松田 美智子
坪深小 校長 松田 美智子	坪深小 校長 松田 美智子	坪深小 校長 松田 美智子
谷平小 校長 松田 美智子	谷平小 校長 松田 美智子	谷平小 校長 松田 美智子
表川小 校長 松田 美智子	表川小 校長 松田 美智子	表川小 校長 松田 美智子
下渡川小 校長 松田 美智子	下渡川小 校長 松田 美智子	下渡川小 校長 松田 美智子
村平均 校長 松田 美智子	村平均 校長 松田 美智子	村平均 校長 松田 美智子



